

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL.11
2024.10.24



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

9月11日、第11回口頭弁論が東京地裁で開かれました。残暑厳しい中にもときおり秋らしい風が吹くさわやかな日でした。今回は、原告弁護団側が総論的な主張を出し尽くす重要な裁判ということもあって、傍聴券を求めて207名もの方が並びました。その後の報告集会もほぼ満席。次回以降は証人尋問が始まり裁判も新たなフェーズを迎えます。みなさまのより一層の応援を、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



SPM測定器メーカーを視察する黒川眞一さん(P4 ルポ「霧箱効果」の発見 参照)

photo / 白石草(OurPlanet-TV)

目次

- P2……個別準備書面要旨説明「不安から解放されることはありません」原告1
- P3……第11回口頭弁論 準備書面一覧
- P4-5…ルポ たどりついた「UNSCEAR報告書」過小評価の理由 白石草 (OurPlanet-TV)
- P6……第25準備書面解説 井戸謙一
- P7……第31準備書面解説 田辺保雄
第27準備書面 ルビン博士が「100ミリシーベルト閾値論にNO！」
- P8……さようなら原発全国集会で甲状腺がん裁判アピール
「子どもの権利条約フォーラム2024in東京」のお知らせ/今後の日程ほか



個別準備書面の要旨説明

不安から解放されることはありません

原告1



私が原発事故によって被ばくした状況についてお話しします。福島県会津若松市の私が住んでいた地域は、東京電力福島第一原子力発電所からは西に100キロ圏内のところにあります。原発の方角である東の方には磐梯山や猪苗代湖があり、東側方向から移動してきたブルームが滞留しやすい地形でした。

福島県全体の線量が高まった2011年3月15日には、会津若松市の空間線量も上昇し、後日福島地裁会津若松支部の敷地内で採取された汚泥から、放射性セシウムの高い数値が検出されました。私は当時このような相当な被ばくをする環境であることを知りませんでした。自宅の部屋は原発に近い方角に窓があり、自宅は車の通りが多い道路に面していて、自動車が巻き上げた粉塵が窓から入りやすかったのですが、原発事故後も換気のために窓を開けていたことが多くありました。

原発事故後も、学校がない日は、友達と大型スーパーやカラオケなどに自転車で遊びに行き、学校があれば自転車で通学しました。自転車での移動は呼吸量が増え、呼吸による内部被ばくが大きくなりますが、よく行っていた大型スーパーは自宅から片道40分、学校は自宅から片道30分くらい自転車で行きました。牛乳が好きで、原発事故後も出荷制限まで毎日のように500ミリリットルから1リットルくらいの地元産の牛乳を飲み、原発事故後も一週間くらいは、郡山市の畑などでとれた露地野菜を購入して食べていましたので、経口でも相当程度の内部被ばくがあったことも主張しています。

検査のたびにがんが大きくなる不安

次に、甲状腺がんへの罹患から治療の具体的経過についてお話しします。原発事故から3年、19歳の大学1年の頃に一次検査を受け、再検診となりました。20歳、大学2年の時の二次検査の結果、穿刺吸引細胞診を受けることになり、喉元に、麻酔をすることなく、大きくて長い針を刺されました。強い痛みや、長い針が体に入っていく不快感、針が喉を貫通したらどうしよう、変なところに刺さらないだろうかと、通常の注射とは違う怖さがありました。1回目、2回目はうまくとることができず、痛みと不快感で涙が出ました。

同席していた母が「3回までです」「4回目は絶対に許しません」と医師に伝えました。

翌月、医師から甲状腺がんと告知されました。身体にどんな異常がおこるんだろう、手術を受けないといけないのだろうか、死んでしまうんだろうか、と不安に押しつぶされそうでした。母を診察室に残し、急いで診察室の外に出るとすぐ【乳頭がん/死亡率】、【乳頭がん/手術】とスマートフォンで調べました。

がんの宣告から半年に1回程度、経過観察のため通院しました。初めの半年は、がんの大きさがほぼ横ばい。次の半年には0.9ミリも大きくなり、がんの大きさは10.6ミリとなりました。がんが体の中で大きくなっていくことが分かり、気持ち悪さを感じました。さらにがんが大きくなり、被膜外浸潤もあったので、手術を選択しました。手術の前の超音波検査では、甲状腺がんは11.6ミリに大きくなっていました。

そして、甲状腺の左半分の切除手術を受けることになりました。手術前は緊張と不安でいっぱい「手術が失敗したら……」「後遺症が残ったら……」など、ネガティブな考えばかり浮かびました。そんな不安から、SNSで初めて、がんであること、これから手術を受けることを発信しました。励ましの言葉をもらったり、友人がお見舞いに来てくれたおかげで、少しだけ、心を落ち着かせることができました。

手術後、手術した部分の写真と一緒に『生きてます』とSNSで発信しました。麻酔が切れた途端、あまりの痛みになースコールを押しました。ひとりでは起き上がることやトイレに行くこともできず、痛みでまともにご飯を食べることもできませんでした。

手術後も年に1回くらい検査を受けるように言われ、定期的に病院で検査を受けています。再発することを考えると気分が落ち込んでしまうので、普段は考えないようにしていますが、検査結果を聞くまでは、どうしても不安でいっぱいになります。いずれ再発や転移があるのではないかと、そうになったら死んでしまうこともあるかもしれない、そんな不安から解放されることはありません。考えても仕方ないと、考えないようにすることで、精神の安定を保っています。

第11回口頭弁論 準備書面一覧



第11回口頭弁論は、総論的な主張を出し尽くす重要な裁判となりました。当日出された12の準備書面をテーマ別にまとめました。詳細を知りたい方は、HPから準備書面PDFや解説動画を見ることができますのでご覧ください。

書面番号	分類	内容	ポイント
25	法律論	原賠法の趣旨	原賠法立法時、「被害者保護」が最重要と認識されており、事故が起これば「因果関係あり」と考えられていたこと、最高裁（松谷事件判決）は、被ばくと疾病との因果関係を認めるに当たり、被ばく量の証明は求めていることを述べたもの。
26	法律論	裁判例の分析(因果関係)	特定の原因と疾病との因果関係を認めた過去の最高裁判例を分析すると、他原因によって当該疾病が発生した可能性が科学的に否定されることまで求めていることを主張。
27	閾値	東電(5)への反論	ルビン博士の意見書に基づくもの。東電の「100ミリシーベルト以下では甲状腺がんに罹患しない」との東電の主張に理由がないことを立証。
28	法律論	裁判例の分析(閾値論)	100ミリシーベルト閾値論を否定した裁判例をその根拠と共に紹介。
29	UNSCEAR 批判(線量)	東電(5)への反論	黒川第5意見書に基づく主張。UNSCEAR報告書と唯一整合していたSPM局のセシウムのデータが、実体を全く反映しておらず、UNSCERA報告書が全く信用できないことを立証。
30	倫理	科学者の責任論	島藺進東大名誉教授の意見書に基づく主張。日本国内で、原発事故直後から、被ばくや健康影響を過小評価する科学者が多く現れた実態と問題点を指摘。
31	潜在がん論 批判	甲状腺がんの臨床・病理	臨床・病理からみた福島県民の甲状腺検査と手術症例の現実。原告らのがんの病理的説明。原告らのがんが潜在がんではあり得ないことを立証。
32	潜在がん論 批判	県民健康調査批判	県民健康調査に対する県民健康調査検討委員会、評価部会の評価を疫学の観点から批判。
33	UNSCEAR 批判(線量)	東電(5)への反論	黒川第1～第3意見書に対する反論を記載した被告準備書面(5)に対する再反論を内容とする黒川第4意見書に基づく主張。
34	UNSCEAR 批判(組織)	UNSCEARの設立の経緯、果たしてきた役割	高橋博子奈良大学教授の意見書に基づき、UNSCEARが原子力を使えることを目的とする組織であり、被ばくによる健康影響を過小評価する動機があることを主張。
35	損害論	精神的被害について	原告らが蟻塚亮二精神科医の意見書を提出する理由、すなわちAYA世代でがんの告知を受けた若者はPTSDに陥る等、多大の精神的損害を受けることを述べたもの。
36	法律論	裁判例の分析(疫学的手法)	原爆症認定において原因確率論が一定の役割を果たしてきたこと、過去の裁判例においても因果関係の認定に原因確率等の疫学的手法が使われてきたことを述べたもの。
1(1)	個別	原告1	原告1が被ばくし、甲状腺がん罹患した経緯を述べたもの（原告1本人の陳述書に基づく）。
1(2)	個別	原告1	原告1が受けた精神的損害を述べたもの（蟻塚精神科医によるPTSDの影響に関する意見書に基づく）。
2	個別	原告2	原告2が被ばくし、甲状腺がん罹患した経緯を述べたもの（原告2本人の陳述書に基づくもの）。



ルポ たどり着いた「UNSCEAR報告書」過小評価の理由 —「霧箱効果」の発見

白石草(OurPlanet-TV)

その日、つくばの空は青く澄んでいた。黒川眞一高エネルギー加速器研究機構名誉教授が、ふと空を見上げると、真っ白な飛行機雲が二本の平行な直線を描いていた。「きれいだなあ」そう思った。空を眺めたのは何日ぶりだろう。

黒川さんは、今年3月17日、妻・徳子^{やすこ}さんを亡くした。74歳だった。末期の大腸がんだと分かったのは2月半ば。1月も経たずに静かに旅立っていった。妻の突然の死に、しばらくは景色を見る余裕もなかったという。飛行機雲を見たのは、4月に入った頃。葬儀屋を訪れた帰り道に、広い目抜き通りから見た。「霧か……」、黒川さんの脳裏に突然、ひらめきが湧いた。二本の飛行機雲が、3年間、考え続けた謎を解くヒントを与えた。

科学者としての信念から原発事故の検証へ

黒川さんは東京教育大学附属高校（現筑波大学附属高校）を経て、東京大学に入学。学部と大学院で物理学を学んだあと、高エネルギー加速器研究機構（KEK）に入職した。翌年に徳子さんと結婚。仕事は順調で、1990年代には巨大加速器KEKBを建設するプロジェクトを務めるなど世界的な活躍を重ねた。海外への渡航歴は、250回を超えるという。

その黒川さんが、福島第一原発事故の問題に深く関心を持つきっかけとなったのは1冊の本だ。同じ東大物理出身で旧知の早野龍五東大教授が、糸井重里氏とともに2014年に出版した『知ろうとすること』^{でたらめ}（新潮社）を読み、学者としてはあるまじき「出鱈目」に怒りを覚えた。物理学を学んできた人間として、学問を歪めることは許されない。黒川さんは、原発事故関連の書籍を読み漁り、その後、早野氏と宮崎真福島県立医科大学講師が執筆した通称「宮崎早野論文」の検証に邁進し、論文撤回にこぎつけた。2020年のことだった。

この後黒川さんが取り組んだのが、「UNSCEAR 2020/2021年報告書」の検証だ。報告書の甲状腺等価線量はなぜこれほど低いのか。その原因を突き止めるため、関連する論文を丹念に読み込み、元データに当たってきた。今回の期日に提出した意見書は、その集大成と言える。「過小評価」の原因としての「霧箱効果」仮説にたどり着いたのだ。

黒川さんは甲状腺がん裁判提訴の直前、2015年から17年にかけて執筆された「平山論文」に出会う。「平山論文」とは、同じKEKの研究者である平山英夫氏が執筆したもので、事故直後のモニタリングポストのデータをもとに、ヨウ素131の大気中濃度を求めた論文だ。福島市紅葉山のモニタリングポストのデータをもとにした解析では、2011年3月15日から16日にかけて福島市を襲ったプルームだけでも、ヨウ素131の大気中濃度は、6万5700ベクレル/h/m³（立方メートル/時）にのぼることを示していた。1歳児の甲状腺等価線量に換算すると、それだけで60ミリグレイに達する。

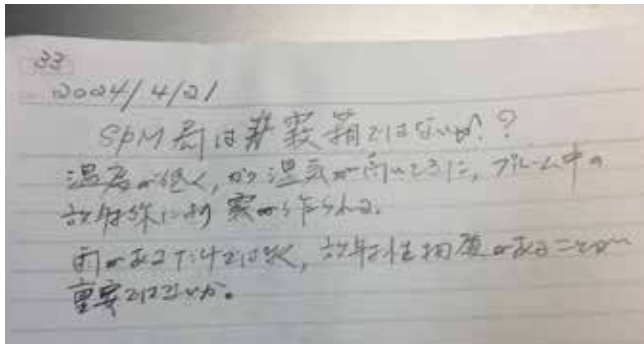
一方、2021年に公表された「UNSCEAR 2020/2021報告書」は、日本原子力開発機構の寺田氏の大気拡散シミュレーション（ATDM）に基づいて、大気中濃度を推計していた。通常、こうしたシミュレーションを行う場合、空間線量率などの実測値と整合しているか確認しなければならないが、寺田論文では行われておらず、代わりに「大気浮遊粒子状物質（SPM）」を測定する観測局（SPM局）の「ろ紙」に残されたセシウム137の濃度を用いていたのだ。

ろ紙に付着したセシウムの実測値が低いのはなぜか

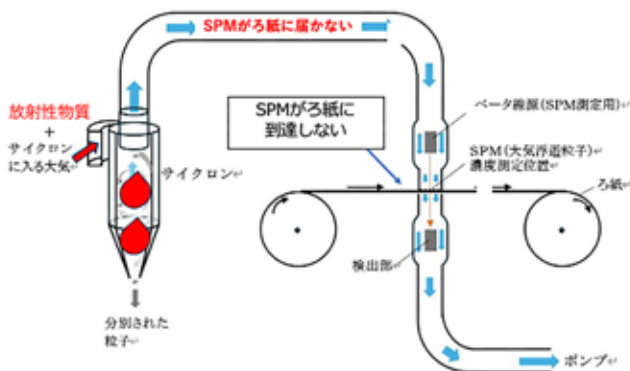
悩んだのは、この解析の元データである「ろ紙」に付着したセシウム137の「実測値」が、あまりにも小さいことだった。なぜセシウムの量が、これほどわずかなのか。決定的な原因には辿り着けずにいた。

「大気浮遊粒子状物質（SPM）」は、大気汚染状況を把握するために全国に設置されている環境大気測定局で測定されている。測定器内に吸い込まれた大気はまずサイクロンとよばれる部分を通過し、直径が10ミクロンよりも大きな物質は遠心力によって振るい落とされ、外部に排出されてしまう。残った直径が10ミクロンより小さい物質だけが、ダクトを通ってろ紙に到達し、付着する仕組みとなっている。ろ紙はカセットテープのような巻物状態になっていて、1時間ごとに動き、1時間ごとのSPMの濃度を測定する。

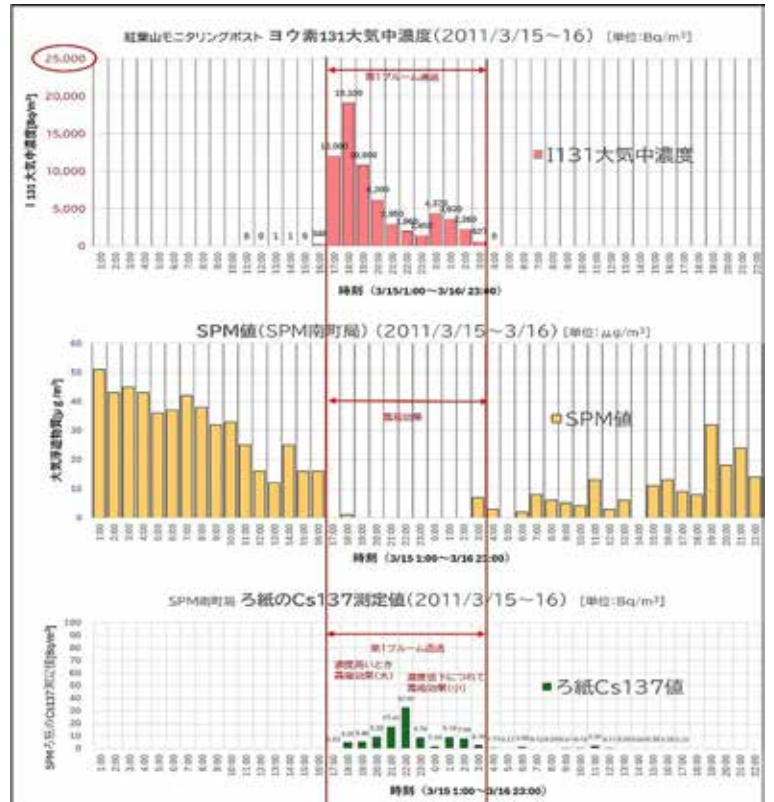
黒川さんは当初、サイクロンの中に取り込まれた雨粒によって、セシウムが取り込まれて外部に排出されるために、ろ紙に到達しなかった可能性があると考え



【図1】4月21日のノートに記された「霧箱効果」の文字



【図2】SPM測定器で「霧箱効果」が起こるメカニズム



【図3】2011年3月15-16日の3つの比較データ

た。しかし、それでは、振り落とされるセシウムはほんのわずかであり、平山論文とのギャップを埋めるだけの整合性が取れなかった。SPM局の中で何かが起きていたはずだという確信はありながらも、決定的な原因がわからないままにいた。

「霧箱」効果こそが「犯人」だった

そこに、降りてきたのが「霧」という着想だった。サイクロンの中で霧が発生していたのではないかと。若い頃、「霧箱」について学んだ記憶が蘇ってきた。「霧箱」の仕組みはこうだ。過飽和状態の気体の中に放射線が入り込むと、放射線が周りの気体を電離し、電離作用によって生成したイオンを核にして、小さい液滴となり霧が発生するのだ。「霧箱」の中で、放射線が霧のようになって「見える」のはこのためだ。

放射性物質の大気中濃度が高く、過飽和状態に近い気象条件だった3月15日から16日にかけて、SPM測定器のサイクロン内部で、この「霧箱」と同じ現象が起きていたのではないかと。黒川さんは、そう思いついた。

【図1】だとすると、SPMもまた霧を構成する液滴に取り込まれてサイクロンから排除され「ろ紙」に到達していないかもしれない。【図2】黒川さんは、2011年3月のSPMデータそのものを探し始めた。協力したのは、宮崎早野論文の検証を共に行った島明美伊達市市議会

議員だ。データは見つかった。5月10日のことだ。

福島市内の3ヶ所のSPM局のデータを確認したところ、なんと、放射性プルームが到達したそのタイミングで、2つのSPM局の濃度がゼロになっていた。そして、プルームが去った後、SPMの濃度は再びゼロではなくなっていた。

「霧箱効果に違いない」黒川さんは、詳しい検証を始めた。当時、福島市内は湿度が90%以上あり、気温は5度前後まで下がってきていた。まさにあと少しで湿度が100%という気象条件だった。この大気がサイクロン内に入れば過飽和状態になる。そこに高い放射性物質が入り込めば、霧が発生した可能性は高い。

グラフにすると、その現象は歴然とした。【図3】放射線量が高くても、過飽和状態を引き起こせない3月20日と3月21日のSPMの濃度値に変化はない。UNSC EAR報告書が、3月15日のプルームを捉えず、20-21日のプルームを正しく大きく捉えている理由がわかった。

一方、3月15-16日と同じ気象条件でも、プルームが存在しない3月25-26日とも比較した。この日も、やはりSPMの濃度には変化はなかった。「霧箱効果」こそが、3月15日～16日の「ろ紙」に付着したセシウムの量を100分の1ほどに過小評価させた「犯人」である。黒川さんはそう確信した。

※黒川意見書はHPに掲載されています

1961年成立の原子力損害賠償法は 被害者の保護を最重要視(第25準備書面)



弁護団長 井戸謙一

1954年3月、原子力の民生利用の開発費用が初めて国家予算に組み込まれ、日本は原子力の民生利用に舵を切りました。しかし、広島、長崎で現に多くの被爆者が苦しんでおり、ビキニ水爆実験、第五福竜丸事件を経て原水爆禁止運動が全国的、世界的に大きな盛り上がりを示す中、民生利用といっても、市民の原子力に対する不安には根強いものがありました。

国は、原子力の民生利用を円滑に進めるためには、万が一原発事故が起こった場合に、被害者に対し、速やかに、かつ十分な賠償をする法制度（原子力損害賠償法）を整え、市民を安心させる必要がありました。そこで国（原子力委員会）は、1958年、立法の準備のために「原子力災害補償専門部会」を設置し、その部会長に東大名誉教授我妻栄を就任させたのです。

原子力損害賠償法が生まれた経緯

我妻栄は、民法学の父と呼ばれ、戦後の法学界を牽引した著名な学者でした。

専門部会では、被害者を保護するために、事業者の無過失責任（故意・過失がなくても事業者は責任を負う）、責任の事業者への集中（被害者は誰を被告にするかを迷わないですむ）、不可抗力免責の限定（事業者が想定外として責任を免れる場合を狭く限定する）、無限責任（事業者の責任に上限を設けない）、事業者の損害賠償措置（一定額までの損害賠償金を事前に準備することを義務付ける）、国による支援（賠償額が事業者の能力を超えるときは、国が賠償の支援を行う）など、さまざまな対策が提案されました。

この際の議論ではこれらに加え、被ばくと損害との因果関係についての立証責任を転換させる規定の創設^{*1}まで言及されていました。最終的に立証責任転換規定の創設は見送られましたが、専門部会の議事録をみると、原発事故が起こった場合に立証責任を転換させるのが相当ではないという意見はなく、特別立法がなくても裁判所は転換させるだろうから、立法の必要がないというのが見送られた理由であることがわかりました。

*1 本来、被害者が「因果関係があること」を立証しなければならないが、逆に、事業者が「因果関係がないこと」を立証しない限り、因果関係があるものとみなすこと

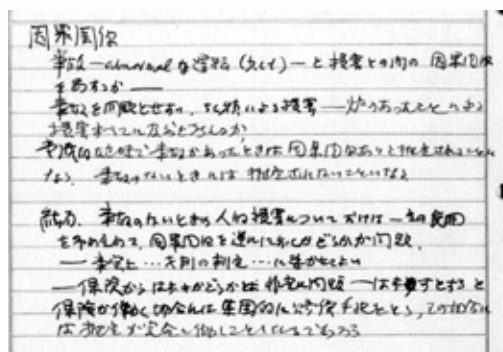
*2 原子力の民生利用の利益

我妻自身も同じ考えでした。彼が1959年7月14日に書いた手描きのルーズリーフが残されており、私たちは今回、このメモを証拠として提出しています。メモを見ると、我妻が原発事故がなかったときの損害の因果関係については課題があるが、原発事故が起きた場合は、基本的に「因果関係あり」と推定すべきだと考えていたことがわかります。原賠法立法時、関係者は被害者が大変な思いをして因果関係を立証することは想定していなかったのです。

我妻は座談会で、「政府がその利益を促進する必要を認めてこれをやろうと決意する場合^{*2}には、被害者の一人をも泣き寝入りさせないという前提と取るべきである。」と述べ、専門部会員であった竹内昭夫東大助教授（当時）は論文で「基本方針の第一は、言うまでもなく被害者の徹底的な保護であり」と書いています。

原子力損害賠償法は、1961年6月17日、第38回通常国会で成立しました。その議事録を見ると、立法担当者が立法の目的として「被害者の保護に遺憾なきを期す」「第三者の損害を十分に、かつ迅速に補償することを眼目にしている」等と、繰り返し述べているのがわかります。立法過程でも被害者の保護が重視されていたことは明白です。

これらの事実を踏まえれば、原告らに対して甲状腺被ばく線量の立証を求め、これが立証されない限り、福島原発事故と原告らの甲状腺がんの因果関係が認められないとする被告東京電力の主張が、原賠法の立法趣旨に違反するものであることは明らかです。裁判所は、原賠法の立法趣旨に則って、原告側に過度の立証の負担をかけることなく、速やかに、且つ十分な賠償を認めなければなりません。



証拠として提出された我妻栄のルーズリーフ

福島の甲状腺がん「過剰診断」 ありえない(第31準備書面)

弁護士 田辺保雄



この書面は、臨床および病理の観点から、福島の甲状腺検査と手術症例について検討したものです。甲状腺乳頭がんの摘出手術は、人間にとって最も脆弱な首にメスを入れるため、熟練した手技が必要です。このようなデリケートな手術を受けた子どもは、福島県が把握するだけでも、現時点で327人にのぼります。スクリーニング検査を受け、一度は「甲状腺がんの疑いがない」と診断された子も、次の検査ではがんが見つかり手術を受ける。そのようなことが起きているのです。

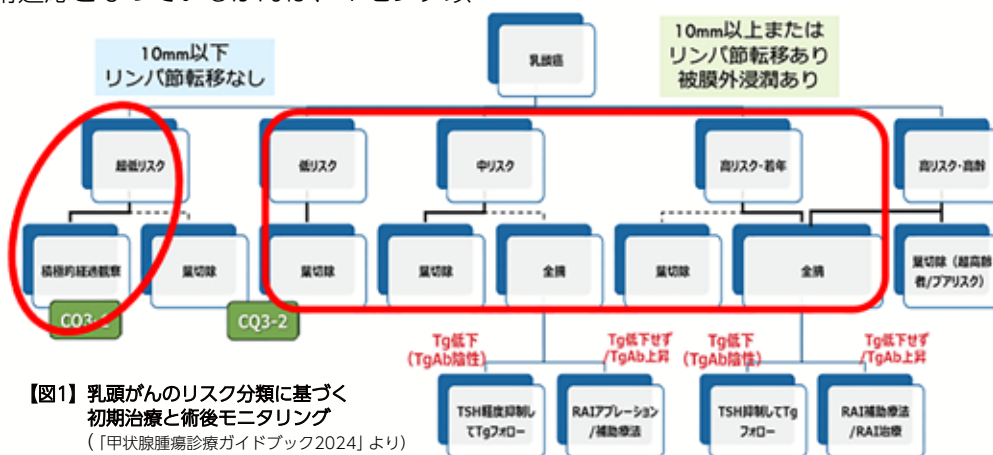
では、どのような症例に対し、どのような治療をすべきかについては、どのように定められているのでしょうか。今、世界では、「EBM (科学的根拠に基づく医療)」に基づいて、詳細なガイドラインが定められています。

図1は、「甲状腺腫瘍診療ガイドブック2024」に掲載されている治療方針選択のフローチャートです。がんの大きさやリンパ節転移の有無などをもとにリスク分類し、選択すべき治療方針を示しています。

福島県で手術適応となっているがんは、1センチ以

上かリンパ節転移などのあるがんに限られています。被告は、福島で見つかった甲状腺がんは、治療の必要のない「潜在がん」だと言いますが、1センチ以下かつリンパ節転移が認められないがんは、手術対象とはせず、経過観察となっています。むしろ、多くの子どもの手術を摘出している鈴木眞一福島医大教授によると、2021年までに手術をした217例のうち、21人(9.7%)が再発をきたし、リンパ節転移のある患者は8割にのぼります。また被膜外浸潤も、無再発患者で43%、再発患者では67%と高率です。

問題は、このように多くが深刻な症例なのにも関わらず、こうした症例内容はほとんど公表されず、根拠のない「過剰診断論」が一人歩きしていることです。当然、UNSCEARの報告書にも反映されていません。福島で見つかった甲状腺がんは、被告のいうような、治療の必要のない「潜在がん」とはかけ離れていることがわかりいただけると思います。



【図1】乳頭がんのリスク分類に基づく
初期治療と術後モニタリング
(「甲状腺腫瘍診療ガイドブック2024」より)

ルビン博士が「100ミリ閾値論」にNO!(第27準備書面)



ジェイ・H・ルビン博士

放射線疫学などを研究してきた米国NIH（国立衛生研究所）のルビン博士が直接、被告東電への意見書を書いてくださいました。ルビン博士は、ワシントン大学で生物統計学の博士号を取得。米国科学アカデミーや国立放射線防護測定委員会で委員を歴任された放射線医学の専門家です。2012年にNIHの名誉科学者に任命されています。

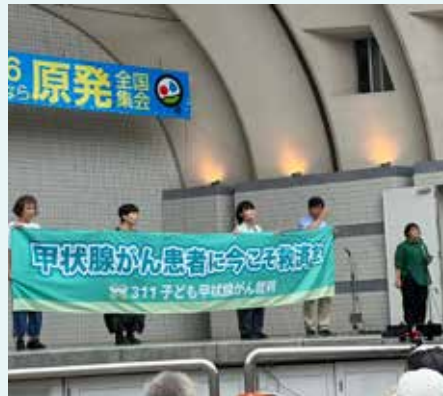
ルビン博士は2017年、被ばくについて詳細な情報を得られている小児甲状腺がんの疫学的研究9件をプール解析した論文を執筆しました。その結果、100ミリシーベルト以下の低線量でもがんのリスクが増加することを明らかにしています。被告はこの論文は信頼性が低いなどを反論していましたが、ルビン博士が直接、論点ごとに全て反論してくださいました。

「この裁判は、私自身の裁判だと思っています」 さようなら原発全国集会で甲状腺がん裁判アピール

9月16日、東京渋谷区の代々木公園で開かれた「さようなら原発全国集会」で、311甲状腺がん子ども支援ネットワークのメンバーがステージに上がり、裁判への支援を呼びかけました。スピーチをしたのは、自身も福島出身の阿部ゆりかさん。

「原告さんは、がんの苦しみだけでなく、大学を中退せざるをえなくなったり、仕事思うようにできなかったりと、進学や就職でも数々の困難を抱えています。(略)私自身も9歳のときに原発事故で避難を経験しました。この裁判は、私自身の裁判であると思っています」と訴えました。

「さようなら原発全国集会」は、福島原発事故をきっかけに、故大江健三郎さんと故坂本龍一さんらの呼びかけでスタートした脱原発集会です。今回のテーマは「命をつなぐ地球環境を」。市民ら約5000人が集まり、渋谷の街をデモ行進しました。



11月10日(日)「子どもの権利条約フォーラム2024in東京」に参加します！

311甲状腺がん子ども支援ネットワークでは、今年も「子どもの権利条約フォーラム」分科会に参加します。テーマは「何ができる？～声を封じられてきた小児甲状腺がん患者と私たち」。ぜひご参加を！

【日時】2024年11月10日(日) 14:00～16:00

【場所】立教大学池袋キャンパス14号館D401

【参加費】無料 QRコードよりお申し込みください。



今後の日程

第12回口頭弁論 2024年12月11日(水) 14:00～東京地裁 103号法廷

報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第13回口頭弁論 2025年3月5日(水)14:00～東京地裁 / 第14回口頭弁論 2025年6月25日(水)14:00～東京地裁

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名: 311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

●READYFOR継続寄付(月額支援)

クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



311子ども甲状腺がん裁判 住所と電話番号が変わりました！

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2024年10月24日
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内
【TEL】03-3296-2724(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-5412-0829
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています